## 議案第22号

向日市消防団員等公務災害補償条例の一部改正について

向日市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例を制定する。

よって、地方自治法(昭和22年法律第67号)第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求める。

令和6年2月22日提出

向日市長 安田 守

## 条例第 号

向日市消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例

向日市消防団員等公務災害補償条例(昭和41年条例第9号)の一部を次のよう に改正する。

(下線部分は改正部分)

改正	現 行
(治偿甘证数)	(治偿甘珠妇)

(補質基礎額)

第5条 略

- 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。
  - (1) 略
  - (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、9,100円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3及び4 略

別表

補償基礎額表 (第5条関係)

階級	勤務年数										
	10年未満	10年以上	20年以上								
		20年未満									
団長及び副団	12, 50	13, 35	14, 20								
長	0円	0円	0 円								
分団長及び副	10,80	11,65	12, 50								
分団長	0円	0円	0円								

(補償基礎額)

第5条 略

- 2 前項の補償基礎額は、次に定めるところによる。
  - (1) 略
  - (2) 消防作業従事者、救急業務協力者若しくは水防従事者又は応急措置従事者(以下「消防作業従事者等」という。)が消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことにより死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は消防作業等に従事し、若しくは救急業務に協力し、又は応急措置の業務に従事したことによる負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障がいの状態となった場合には、8,900円とする。ただし、その額が、その者の通常得ている収入の日額に比して公正を欠くと認められるときは、14,200円を超えない範囲内においてこれを増額した額とすることができる。

3及び4 略

別表

補償基礎額表(第5条関係)

階級	勤務年数										
	10年未満	10年以上	20年以上								
		20年未満									
団長及び副団	12,44	13,32	14, 20								
長	0円	0 円	0 円								
分団長及び副	10,67	11, 55	12,44								
分団長	0 円	0 円	0円								

班長及び団員	9,	1 0 0	9,	9 5 0	10,	8 0	班長及び団員	8,	900	9,	79010	), (	6 7
	<u>円</u>		<u>円</u>		0 円			<u>円</u>	<u> </u>	<u>円</u>	<u> 0 F</u>	<u> 9</u>	
備考							備考						
1及び2		略					1及び2		略				

附則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。 (経過措置)
- 2 改正後の向日市消防団員等公務災害補償条例第5条第2項及び別表の規定は、この条例の施行の日以後に支給すべき事由の生じた向日市消防団員等公務災害補償条例第5条第1項に規定する損害補償(以下「損害補償」という。)並びに同日前に支給すべき事由の生じた同日以後の期間に係る同条例第4条第3号に規定する傷病補償年金、同条第4号アに規定する障害補償年金及び同条第6号アに規定する遺族補償年金(以下「傷病補償年金等」という。)について適用し、同日前に支給すべき事由の生じた損害補償(傷病補償年金等を除く。)及び同日前に支給すべき事由の生じた同日前の期間に係る傷病補償年金等については、なお従前の例による。